

法令 No.6 行為基準

第 53 回 (2008 年)

問 14 次のうち、密封された放射性同位元素の使用をする場合に関する使用の基準として、放射線障害防止法上定められているものの組合せはどれか。

- A 密封された放射性同位元素が漏えい、浸透等により散逸して汚染するおそれのないこと。
- B 正常な使用状態においては、開封又は破壊されるおそれのないこと。
- C 400 ^{メガ}ベクレル以上の放射性同位元素を装備する放射性同位元素装備機器を使用する場合には、当該機器に放射性同位元素の脱落を防止するための装置が備えられていること。
- D 放射性同位元素について、紛失、漏えい等異常の有無を放射線測定器により測定し、確認すること。

① AとB 2 AとC 3 BとC 4 BとD 5 CとD

点検

問 15 保管の基準に関する次の記述のうち、放射線障害防止法上正しいものの組合せはどれか。

- A 密封されていない放射性同位元素は、容器に入れ、かつ、貯蔵室又は貯蔵箱で保管しなければならない。
- B 密封された放射性同位元素を耐火性の構造の容器に入れて保管する場合には、その容器をみだりに持ち運ぶことができないような措置を講じなければならない。
- C 貯蔵施設へ放射線業務従事者を立ち入らせる場合は、放射線取扱主任者が立ち会わなければならない。
- D 空気を汚染するおそれのある放射性同位元素を保管する場合には、貯蔵施設内の人が呼吸する空気中の放射性同位元素の濃度は、空气中濃度限度を超えないようにしなければならない。

1 ABCのみ ② ABDのみ 3 ACDのみ 4 BCDのみ 5 ABCDすべて

問 16 事業所等における運搬の基準に関する次の記述のうち、放射線障害防止法上正しいものの組合せはどれか。ただし、事業所内の a 使用施設の管理区域から離れた b 使用施設の管理区域へ放射性同位元素を封入した容器（運搬物）を運搬する場合とする。

- A 容器は、外接する直方体の各辺が ≥ 10 センチメートル以上であること。
- B 運搬物の表面の放射性同位元素の密度が表面密度限度の 10 分の $\frac{1}{3}$ を超えないようにすること。
- C 運搬物は、同一の車両等に文部科学大臣の定める危険物と混載しないこと。
- D 運搬物及びこれらを運搬する車両等の適当な箇所に文部科学大臣の定める標識を取り付けること。

1 AとB 2 AとC 3 BとC 4 BとD ⑤ CとD

問 17 廃棄の基準に関する次の記述のうち、放射線障害防止法上正しいものの組合せはどれか。

- A 廃棄に従事する者（放射線業務従事者を除く。）については、その者の線量が文部科学大臣の定める線量限度（放射線業務従事者の一定期間内における線量限度）を超えないようにする。
- B 表示付認証機器等を廃棄しようとする者（許可使用者、届出使用者又は許可廃棄業者であるものを除く。）は、許可廃棄業者のみに委託しなければならない。許可使用者も可
- C 管理区域内において保管廃棄した陽電子断層撮影用放射性同位元素等については、封をした日から起算して $\frac{1}{3}$ 日間を経過した後は、放射性同位元素等ではないものとする。
- D 放射性同位元素によって汚染された物が大型機械等であってこれを容器に封入することが著しく困難な場合においては、特別な措置を講じ、保管廃棄設備において保管廃棄する。

1 AとB 2 AとC ③ AとD 4 BとC 5 BとD